### 構造改革特別区域計画

# 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県邑楽郡明和町

### 2 構造改革特別区域の名称

明和町の特産物で作る果実酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

群馬県邑楽郡明和町の全域

# 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢と気候

明和町は、群馬県の最東南端に位置し、東西約11km 南北約3km、面積19.67km。東西に細長く標高約20mの平坦な地形である。東は板倉町、南は利根川を隔て埼玉県羽生市、北は谷田川を挟んで館林市、西は千代田町と接している。

首都圏から60km圏に位置し、鉄道では東武伊勢崎線で東京(浅草)から約1時間、車では東北自動車道を利用し約1時間程度となっている。

明和町の地形は、利根川の流れに沿って横に長く広がっており、東部、中部、西部という特有の地域性を持った3地区に分けられる。東部は全国有数の生産量を誇るわい性カーネーションをはじめシクラメンなどの花々や梨・桃などの果樹や野菜類などの栽培が盛んに行われている。中部は町の中心的要素をそなえた地域で東武伊勢崎線・川俣駅のほか、各種公共施設が集積している。西部には工業団地が並び、河川敷の利根川総合運動場はスポーツを楽しむ人たちの憩いの場となっている。

### (2) 人口と世帯

本町の総人口は、これまで順調に増加してきたが、平成12年の11,474人をピークに減少に転じ、平成17年では11,326人となっている。

一方、世帯数は依然増加する傾向にあり、平成17年には、3,523世帯となっているため、世帯当たりの人員は3.20人と減少する傾向にある。

### (3)產業

本町は肥沃な大地に恵まれ、農業が中心的な産業となっているが、近年は 米・麦を中心に花卉、野菜、果樹の施設農業を組み合わせた複合農業経営へ と重点を移してきている。果樹栽培においては、とりわけ梨の生産量が多いが、葡萄や桃も多く生産されている。

### (4)課題

本町の農業においては、近年、特に梨農家における高齢化が著しく、後継者不足と相俟って、町の特産物である梨において、近い将来産地の維持が難しくなってきている。

そのため、梨の新たな販路拡大等を図り、生産者の生産意欲向上を図ることにより後継者を確保し、梨の生産事業を継続させることが喫緊の課題となっている。

# 5 構造改革特別区域計画の意義

本町では、梨の消費拡大を図るべく、駅前無料配布やジャムの製造・販売などのPR活動に取り組んできた。その上で、更なる方策として、地域の特産物である梨を使用した地元醸造ワインを活用する。

この規制の特例措置を最大限活用することにより、本町特産物を県内外へ広く周知することができる。地産地消運動等他の施策と合わせ、来町者の増加を図ることにより、梨以外の特産物や農業全体の活性化、ひいては町全体の活性化につなげていくことができるものである。

#### 6 構造改革特別区域の目標

規制の特例措置を活用した「果実酒特区」を行うことにより、梨の販路拡大と消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消が図られる。

また、町の特産物である梨でワイン醸造を行い、新たな特産物として梨に付加価値を付けることにより、生産者の生産意欲向上を図ることにより後継者対策に繋がることが見込まれ、農地の保全も図られる。

醸造したワインは、町内店舗での販売の他、町のイベントや農産物直売所等での販売、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へPRすることにより地域の活性化を図ることを目標とする。

# 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

「梨の里」をキャッチフレーズとしている本町として、特産物である「梨」を利用したワインをもう一つの特産品として売り出すことにより、より一層のPRにも繋がる。

さらに、ワインを提供・販売することによって、本町の「梨」のおいしさ を年間を通して味わってもらうことができ、なおかつ生産者としては、規格 外の梨を有効に利用することができ、無駄がなくなる。

このような循環により、生産者の生産意欲が向上し、生産量の増加が見込まれる。

また、本町から「梨」を絶やさないためにも、「梨産地」としての知名度を上げ、町民及び町外の方の「梨」への関心を高めることが重要であるが、構造改革特区として認定されることにより、地域の特産物である「梨」への関心が高まるものと考えられる。

後継者問題は現在、全国的な課題となっているが、この問題に関しても、 問題解決に向けたきっかけとなることが期待される。

更に、梨の産地・梨ワインの産地となることにより、農業のみでなく商業の活性化等、地域への経済効果を高めることが期待できる。

# 観光客数 (目標値)

現在(H19年度)	H21 年度	H25 年度
10,600人	11,000人	12,000人

### 8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定 事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共 団体が必要と認める事項
- (1) イベント、郷土芸能との連携

明和まつり・産業祭・文化祭等における販売や賞品としての提供など、町内外から集客が見込めるイベント等で広く活用し、町特産物としての認知度を広める。

### (2) PR活動の推進

ホームページを活用した情報提供や、マスコミ等への情報提供を積極的に行うとともに、視察受け入れ時や出向いたときの手土産として、また、個人から個人(親戚や知り合い等)への贈り物としての定着を図り、全国各地へのPRを図る。

# (3)農業者の支援

町は、果実酒の製造者に対し、規格外の梨の積極的な購入・利用を勧めるなどして、農業者の経営安定化を図る。

(別紙)

### 1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物(梨、葡萄、桃)を 原料とした果実酒(特産酒類)を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域 群馬県邑楽郡明和町の全域
- (3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
- (4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図る 為に果実酒を製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が指定する 地域の特産物である梨、葡萄、桃を原料とした果実酒(特産酒類)を製造しよ うとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル) が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受ける ことが可能となる。

このことは、新しい地場産品の創造となり、農業及び生産者の活性化にも繋がる。また、果実酒製造への取り組みは、規格外の梨の有効利用に繋がり無駄が無くなることから、生産者の収入向上や生産意欲の向上にも繋がるものと考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者 として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象と される。

また、構造改革特別区域となった場合は、酒類製造免許がなければ製造でき

ないこと、当町が指定する特産物を原料とした果実酒でなければ当該規制の特例措置の適用を受けられないことを、町広報、町ホームページなどで周知を行うとともに、製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。